

平成 24 年分

所得税確定申告書の無料申告相談会(パソコンによる申告書作成)および自書申告説明会

# 相談会、説明会を利用して早めの申告を

給与所得者、年金受給者を対象に税理士による無料申告相談会を、左の上表のとおり行います。

相談会では、補助者の付き添いのもと、パソコンで申告書を作成。パソコンで簡単に申告書作成と提出(送信)ができるので、ご利用をお勧めします。

●給与所得者(医療費控除・住宅借入金等特別控除・年末調整未済)、年金所得者(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合は除く)。

※2月18日(月)～3月15日(金)の確定申告期間中は、各申告会場が大変込み合いますので、この相談会のご利用をお勧めします。

また、自書申告説明会では、講義形式で確定申告書の記載方法の説明を行い、自書記載により申告書を作成しますので中途の入場はできません。必ず開始時間までにご来場ください。説明会の日程は左下表のとおりです。

### ●無料申告相談会●

期 日	会 場	午前 10 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 4 時
2月12日(火) ～ 2月15日(金)	イオンモール 千葉ニュータウン 3階イオンホール	パソコン活用による無料相談 ※パソコンを使えない人も利用できます。	

※入退場自由。受け付けは午後3時30分まで。

### ●自書申告説明会●

期 日	会 場	午前 10 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 4 時
2月1日(金)	ふれあいセンター いんば3階会議室	①年金所得	②医療費控除

※講義形式で行いますので、開始時間までにお集まりください。途中入退場はできません。

また、座席数に限りがありますので、満席になり次第受け付けを終了する場合があります。

### 申告書は1月下旬に配置

平成24年分の所得税の確定申告書は1月下旬から、市役所市民税課に配置します。

市内の各支所・出張所にも配置しますが、数に限りがありますので、ご了承ください。

☎市民税課市民税班 (☎内線 317～319、329)。

自書申告説明会では個別での相談は行いませんが、申告書が完成した場合は、その場で提出することができます。

●内容および対象：次のとおり。

①年金所得：収入が年金のみ、または給与および年金の両方のある人で、「住宅借入金等特別控除」のない人の還付申告(医療費控除の説明もあります)。

②医療費控除：収入が給与のみで「医療費控除」を受ける人の還付申告。

●持参するもの(相談会、説明会共通)：筆記用具、電卓、印鑑、源泉徴収票、生命保険・地震保険の控除証明書、国民健康保険税、介護保険料などの支払金額の分かるもの、国民年金保険料控除証明書など、「医療費控除(医療費は集計しておいてください)」または「住宅借入金等特別控除」など還付を受けるために必要な書類、申告者名

義の銀行などの口座番号の分かるもの。

### ご利用ください

### 成田税務署・確定申告書作成会場

平成24年分の所得税、贈与税、個人消費税の申告書作成・相談と提出の会場はイオンモール成田(成田市ウィングス土屋24)で行います。この期間中は、成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けません。

☎2月1日(金)～3月15日(金)・午前9時～午後5時(受け付けは、午後4時まで)。

※土・日曜日および祝日を除く。2月24日(日)および3月3日(日)に限り、確定申告の相談と受け付けを行います。

●イオンモール成田2階イオンホール。

※車での来場の場合、午前9時から午前10時までは、立体駐車場3階連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。

※バスを利用する場合は、京成成田駅前6番のりば(バス)から

### 国税電子申告(e-Tax)でカンタン申告

e-Taxは、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、申告や届出などができる便利なシステムです。平成24年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると所得税額から最高で3,000円の控除を受けられることができます。(平成19年分から平成24年分の確定申告でいずれか1回。平成24年分

なお、昨年の申告書の控えも参考になります。  
☎成田税務署 (☎285151・個人課税部門)。  
※電話は自動音声で案内します。音声案内に従い、「2番」(税務署)を選択してください。

### 確定申告書は自分で作成し 早めに提出を

所得税の還付申告は1月4日(金)から税務署で受け付けています。

所得税の確定申告は2月18日(月)～3月15日(金)の1カ月間で受け付けますが、期間中の確定申告書作成会場は、大変混雑します。

医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告は、お早めに済まされることをお勧めします。

なお、会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。また、会場では納税証明書を発行しません。提出する確定申告書について納税証明書が必要な場合は、確定申告書提出する前に職員にお申し出ください。

※1月4日(金)～31日(木)の間は、税務署内に確定申告書作成会場はありませんので、お待ちいただく場合があります。

☎成田税務署 (☎285151)。  
※電話は自動音声で受け、用件に応じて担当者がこたえます。

は最高3,000円)。  
また、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院の名称・支払い金額など)を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。還付されるまでの期間が短縮されるなどの利点があります。

詳しくは、国税庁のホームページ

ページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。成田税務署までお問い合わせください。

### 確定申告書は自分で作成し 早めに提出を

所得税の還付申告は1月4日(金)から税務署で受け付けています。

所得税の確定申告は2月18日(月)～3月15日(金)の1カ月間で受け付けますが、期間中の確定申告書作成会場は、大変混雑します。

医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告は、お早めに済まされることをお勧めします。

なお、会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。また、会場では納税証明書を発行しません。提出する確定申告書について納税証明書が必要な場合は、確定申告書提出する前に職員にお申し出ください。

※1月4日(金)～31日(木)の間は、税務署内に確定申告書作成会場はありませんので、お待ちいただく場合があります。

☎成田税務署 (☎285151)。  
※電話は自動音声で受け、用件に応じて担当者がこたえます。

は最高3,000円)。  
また、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院の名称・支払い金額など)を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。還付されるまでの期間が短縮されるなどの利点があります。

詳しくは、国税庁のホームページ

詳しくは、国税庁のホームページ

詳しくは、国税庁のホームページ

詳しくは、国税庁のホームページ

詳しくは、国税庁のホームページ

詳しくは、国税庁のホームページ

### 防災行政無線無料テレホンサービス

防災行政無線から放送された内容を確認するためのテレホンサービス(フリーアクセス)が無料で聞くことができます。放送内容が分からなかったときや、もう一度聴きたいときは、

☎ 0800-800-0864

をご利用ください。操作方法の説明は、メッセージで確認できます。※これまでの防災行政無線テレホンサービス(☎2900)を利用した場合、通話料は利用者負担となります。

### 防災メール

市では災害時などの情報伝達手段として、携帯電話やパソコンへのメール配信サービス「印西市緊急情報発信システム」を実施しています。

このメール配信サービスは、どなたでも利用することができますが、あらかじめ『利用者登録』が必要になります。

なお、登録は無料ですが、『利用者登録』および『登録解除』の際の通話料、メールの受信、WEB閲覧にかかる費用は、利用者の負担になります。

### 【防災メール『利用者登録』手順】

利用する通信機器から下のアドレスに「空」メールを送信してください。

b@inz.171k.jp



QRコードも  
利用可です

※利用者登録手順および配信する内容の詳細については、市ホームページ(http://www.city.inzai.chiba.jp)に掲載。

☎防災課防災班 (☎内線 454)。

### e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用されるみなさんへ

### 電子証明書の有効期間にご注意を

e-Tax(所得税電子申告、納税)を利用するには、住民基本台帳カード(住基カード)・電子証明書の取得が必要です。

市では、平日来庁できない人のために、左記の土曜日に市民課ならびに印旛支所市民福祉課を開庁し、申請を受け付けます。

☎①2月2日(土)、③3月2日(土)・いずれも午前8時30分～午後3時(手続きに時間がかかります)ので、両日とも申請は3時まで(お問い合わせ)。

☎②2月16日(土)・午前8時30分～午前11時(手続きに時間がかかります)ので、申請は11時まで(お問い合わせ)。

☎③市役所(大森)市民課、②印旛支所(美瀬)市民福祉課。

※申請の際、本人確認とパスワード設定を行います。必ず申請者本人が手続きしてください。

●必要なもの：次のとおり。

①運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真付の証明書(有効期限内のもの)。

②写真付住基カードを希望の場合は、写真1枚(上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影したもの。縦4.5cm×横3.5cm)。

※すでに住基カードを持っている人で、電子証明書の申請をする場合は、必ず住基カードをお持ちください。

☎住基カード500円、電子証明書500円。

なお、運転免許証などの官公署が発行した顔写真付の証明書をお持ちでない人は、事前にご相談ください。

☎【住基カードおよび電子証明書の取得】市民課住民記録班(☎内線234・237)、印旛支所市民福祉課市民班(☎28116)。

有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト」(http://www.jpki.go.jp)の「オンライン窓口」の中で確認できます。

e-Taxを利用するための電子証明書には有効期間があります。有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、電子申告などに使用できません。平成22年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用する人はご自分の電子証明書の有効性を確認してください。有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト」(http://www.jpki.go.jp)の「オンライン窓口」の中で確認できます。